



石狩市

消費生活センター便り

No. 8

発行
H30年 6月

特殊詐欺や悪質商法の被害に遭わないために…

覚えておきたい『あ・い・う・え・お』

あ

あまい言葉にご用心！

い

「いりません」とはっきり断りましょう！

う

うまい話に気をつけて！

え

えんりよなく、周囲に相談しましょう！

お

「おかしいな？」と思ったら消費生活センターへ！



全国的にオレオレ詐欺などの被害は後を絶たず、石狩市でも訪問販売や電話勧誘による契約のトラブルに関する相談が増えています。このような被害は決して他人事ではありません。少しでも「おかしいな？」と思ったら消費生活センターにご相談ください。



『訪問販売おことわり』

ステッカーを活用しましょう!!

『訪問販売おことわり』ステッカーは、
消費者の『**いりません**』の意思表示！

ステッカーを無視した訪問勧誘は**条例違反**です！

(北海道消費生活条例 第16条1項)



お断りします

玄関口、インターホンの近くなどに貼って、事業者とのトラブル防止にお役立てください！

訪問販売
おことわり
石狩市消費生活センター



石狩市役所1階 消費生活センター入口、
厚田支所、浜益支所においてあります。
ご自由にお持ち帰りください。



？「こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター（平日 午前10時～午後4時）

石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所1階 ☎0133-75-2282

※土日・祝日の電話相談は、消費者ホットライン **188**（いやや！泣き寝入り）へ

平成30年5月 石狩市消費者大会 パネル展(5/7~31)と講演会を開催しました!!



5/7 厚田保健センター



5/8~10 あつた中央クリニック



5/15~16 浜益国保診療所



5/12~14 浜益温泉



5/17~24 花川南コミセン



5/25~31 りんくる



最終日 5/31(木)に講演会を開催しました。
テーマ『デジタル遺品と相続について』
参加された 23 名の市民のみなさんはメモ
をとりながら熱心に聴講されていました。

5月7日から31日まで、各地を巡回
してパネル展をおこないました。
ご来場ありがとうございました。
南コミセンとりんくるでは、消費生活
サポーターのみなさんに「訪問販売お
ことわりステッカー」の配布など啓発
活動に参加していただきました。



講師 上村淳子さん
(司法書士)



パソコンやスマホに入っているメール
や写真などのデータは生前から整理
をし、インターネットで取引している
金融機関名・口座番号、IDやパスワ
ードなどの情報は一覧にして書面で
残しておきましょう!

ここが
大事



遺言書の作成などは専門家に相談
して、元気なうちに準備しておきま
しょう! 相続人は、いざというとき
慌てないように、相続放棄などにつ
いても検討しておくことをオススメ
します!